

*改正年月日 2024 年 9 月 11 日（第 2 版）

届出番号 13B2X00206000222

**改正年月日 2025 年 4 月 16 日（第 3 版）

機械器具 22 検眼用器具
一般的名称 検眼レンズフレーム コード N o 32791000
一般医療機器（クラス I）

販売名 すむーず検眼枠

【形状、構造及び原理】



本体色：ブルー（PD50、52、54、56 において使用）



本体色：ピンク（PD50、52、54、56 において使用）



本体色：グレー（PD58、60、62、64、66、68、70 において使用）

PD：50、52、54、56、58、60、62、64、66、68、70

高さ：47mm テンプルの長さ：126～157mm

素材：樹脂、チタン

本器は屈折検査時に検眼レンズを前部、中央部、後部、各 1 枚ずつ挿入可能。前部には角度目盛りが施しており、乱視用検眼レンズに対応している。

【使用目的又は効果】

屈折検査時に検眼レンズを眼前に保持する為に用いる。

*【使用方法】

- (1) 被検者の瞳孔距離にあった本器を掛ける。
- (2) 本器に検眼レンズを挿入し、被検者に最適なレンズを検出する。
- (3) 乱視軸はレンズホルダー前部に乱視レンズを入れ、これを回転し乱視表を見せて検出する。

【使用上の注意】

- (1) 本器は樹脂と一部金属により出来ている。レンズを挿入したままでの落下等による破損に注意すること。
- (2) 本器及び被検者等に異常があったときは、使用をただちに中止し適切に処置すること。
- (3) 本器は顔の近くで取り扱う為、被検者の顔や眼球を傷つけないよう注意すること。

【保管方法及び有効期間】

- (1) 常温、常湿、ほこりの少ないところに保管すること。
- (2) 使用期間は特にありませんが、鼻パッドの汚れ、テンプレルの破損等があった場合、パーツを交換してご使用下さい。

**【保守・点検に係る事項】

- (1) 汚れた場合はガーゼ等で拭いて下さい。
※アルコール、強酸・強アルカリ性の薬品を使用すると変色、劣化の原因となる為、使用しないで下さい。
- (2) 破損、極端な汚れ、ねじの緩み等異常がありましたら、使用を中止して下さい。正常に使用できない場合がございます。
- (3) 樹脂パーツ部分は曲がりやすい為、本器が変形していないか使用前には必ず点検すること。
- (4) ねじの緩みがないか、定期的に点検、調整を行うこと。
- (5) 異常が発見された場合は、調整、部品の交換、修理等の対応を行うこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

株式会社 半田屋商店

〒113-0033 東京都文京区本郷 3-37-4

TEL 03-3811-0087

FAX 03-3818-9695